地方公会計の財務書類(解説)

- 整備スケジュールと財務書類の見方ー

地方公会計の意義

<u>1. 目的</u>

- ① 説明責任の履行 住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化 財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用
- 2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支 を議会の民主的統制下に置くことで、 予算の適正・確実な執行を図るという 観点から、現金主義会計を採用

(注)財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完

◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を 総体的・一覧的に把握することにより、現金

主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- 純資産変動計算書
- 資金収支計算書

企業会計

- 貸借対照表
- 損益計算書
- · 株主資本等変動計算書
- キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

- ① 資産・負債(ストック)の総体の一覧的把握 資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示
- ② 発生主義による正確な行政コストの把握 見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示
- ③ 公共施設マネジメント等への活用 固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

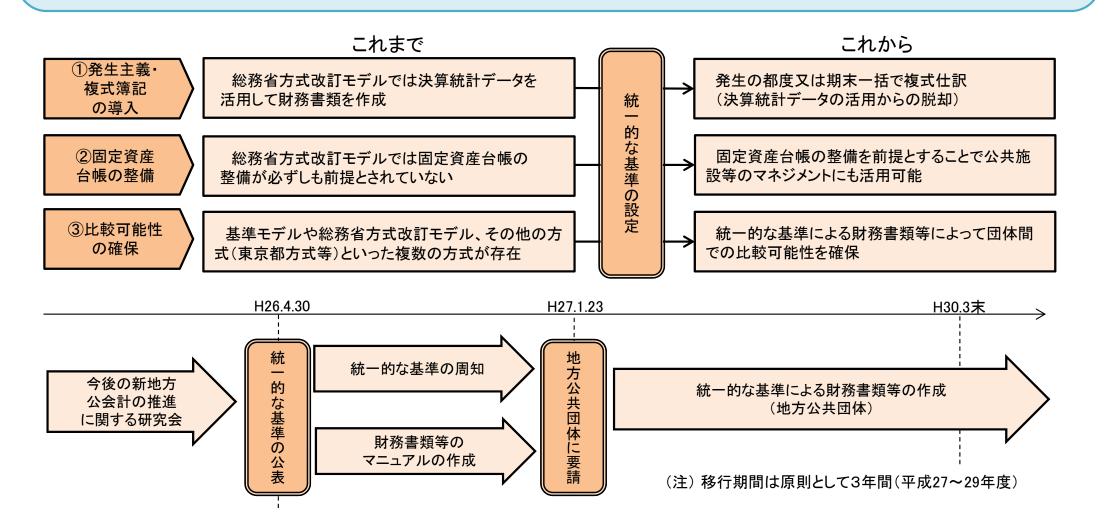


発生主義会計

地方公会計の整備のスケジュール

統一的な基準による財務書類等を作成することにより、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保が可能となることから、地方公共団体に以下のことを要請しております。

- 1. 平成27年1月に地方自治体に3年間(平成27~29年度の間)に統一的な基準による財務書類を整備すること。
- 2. 財務書類作成の前提となる、固定資産台帳が未整備の地方自治体は早期に整備すること。
- 3. 財務書類等を予算編成等に積極的に活用すること。



公会計と企業会計の違い

公会計における財務書類は、国、地方公共団体ともに企業会計の手法を用いつつ、独自の財政活動の特性を踏まえた工夫を行っています。その具体的な点は次のとおりです。

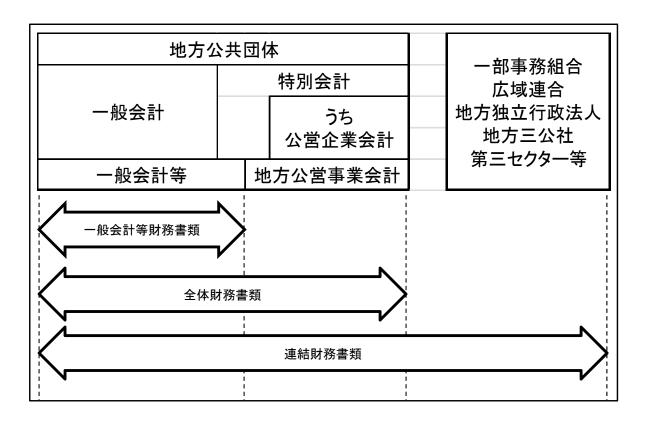
- 1. 国及び地方公共団体の財政活動は、強制的に徴収された税収等を財源として配分することにあり、利益の 獲得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書 は作成していません。
 - 一方で、フローの情報として国及び地方公共団体の財政活動の結果として発生したコスト(費用)を明らかにする行政コスト計算書(※1)を作成することとしています。
- 2. 国及び地方公共団体の資産及び負債の増減を要因別に明らかにする純資産変動計算書(※2)を作成しています。なお、資産・負債差額増減計算書では、業務費用と財源とを対比してみることが可能となっています。
- 3. 国及び地方公共団体の資産及び負債には、取得や保有の時期・形態が様々であるほか、資産として管理されているものの中には、これまで価額を把握していなかったものが多数あります。しかし、それが国及び地方公共団体の所有となる資産であって、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合においては、一般的な売買市場がない場合であっても、貸借対照表に計上しています。
- 4. 貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では資本として取り扱われますが、国及び地方公共団体の場合、 資本は存在しません。
- 5. 公会計には出納整理期間が存在するため、貸借対照表に計上されている現金及び預金の金額は、年度末時 点の実際保有残高に、出納整理期間における現金及び預金の出納を加減した金額となっています。
 - ※1 国の財務書類では「業務費用計算書」としています。 ※2 国の財務書類では「資産・負債差額増減計算書」としています。

(『「国の財務書類」ガイドブック 平成30年1月 財務省主計局』より作成)

財務書類作成の範囲

統一的な基準が対象とする作成主体は、都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合です。 地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類を作成 します。

また、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成します。



財務4表の体系

地方公会計の財務書類の体系は、

- 1. 会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」
- 2. 業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「行政コスト計算書」
- 3. 貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする「純資産変動計算書」
- 4. 資金の流れを区分別に明らかにする「資金収支計算書」
- の財務書類4表とこれらに関連する事項の附属明細書となっています。

なお、下図の矢印は財務書類4表の相互関係を示しています。

このページ以降については、一般会計等財務書類の見方について解説します。

	【貸借対				【行政コスト計算書			
科目	金額	科目	金額		科目	金額		
固定資産	25,177	固定負債	5,197		1. 経常費用	3,996		
有形固定資産	23,134	地方債	4,332		業務費用	2,757		
事業用資産	7,561	その他	865		人件費	965		
土地	1,924	流動負債	670		減価償却費	897		
建物等		1年内償還予定地方債			その他	895		
減価償却累計額	額 △ 5,637	負債合計	5,867		移転費用	1,239		
インフラ資産	15,573				2. 経常収益	175		
土地	2,781	固定資産等形成	25,185		使用料及び手数料等	175		
建物等		余剰分(不足分)	△ 5,509		3. 純経常行政コスト(1-2)	3,821		
減価償却累計額					4. 臨時損失	-		
投資その他の資産					資産除売却損等	-		
基金等	2,043				5. 臨時損失	-		
流動資産	366				<u>資産売却益等</u>	_		
現金預金	152				6. 純行政コスト(3+4+5)	3,821		
その他		純資産合計	19,676					
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543					
				- -	【純資産変動計算書】			
								1
	【資金収支計				科目	合計	固定資産	余剰分
F 1112 75 100 77 1 1	4目		金額				等形成分	(不足分
【業務活動』	又支】				. 前年度末純資産残高	19,253	24,964	_
支出合計			3,038		. 純行政コスト(Δ)	△ 3,821		△ 3,8
収入合計	+@		4,442	3.	. 財源	4,244		4,2
業務活動収			1,404		税収等	3,465		3,4
【投資活動』	X文】		1 001		国県等補助金	779		-
支出合計			1,221		. 本年度差額(2+3)	423		
収入合計 投資活動収	±®		156 △ 1.065	5.	. 固定資産等の変動(内部変動) 有形固定資産等の増加		221	\triangle 2
【財政活動収		4	△ 1,065				756	
	XXI		928		有形固定資産等の減少		△ 897	3
			928 607		貸付金・基金等の増加		519	
収入合計 財政活動収	±®		∆ 321		貸付金・基金等の減少		△ 157	1
	<u>.文③</u> 収支額④(①+②	1 (2)			. 資産評価差額		_	
		T(3)	18		. 無償所管換		_	
前年度末資)	134		. その他	=±\\ 400		
	金残高⑥(④+⑤)	152		. 本年度純資産変動額(4~8の合			^ F
			_	1 10).本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,5

(注)「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合して3表の場合もあります。

財務4表の見方(貸借対照表)

- 貸借対照表は、会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと(資産保有状況)、その資 産がどのような財源でまかなわれているのかを(財源調達状況)対照表で示したものです。貸借対照表により、基準日 時点における地方公共団体の資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。
- 「資産」は、①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するものに整理されます。

行政サービスを提供するための 公共施設等の固定資産や将来、 行政サービスに使用する現金等

の資産

「負債」とは、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債が その主たる項目です。

(単位:百万円) 全額

「純資産」は、資産と負債の差額ですが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではありません。

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	101,645	固定負債	39,269
有形固定資産	93,358	地方債	35,141
事業用資産	62,233	長期未払金	0
土地	37,473	退職手当引当金	3,618
建物	59,313	その他	510
建物減価償却累計額	△ 35,323	流動負債	4,141
工作物	813	1年内償還予定地方債	3,478
工作物減価償却累計額	△ 74	未払金	0
建設仮勘定	31	前受金	13
インフラ資産	30,405	賞与等引当金	338
土地	23,104	預り金	105
建物	1,099	その他	207
建物減価償却累計額	△ 440	負債合計	43,410
工作物	28,981	【純資産の部】	
工作物減価償却累計額	△ 22,509	固定資産等形成分	111,413
建設仮勘定	170	余剰分(不足分)	△ 41,474
物品	2,150		
物品減価償却累計額	△ 1,430		
無形固定資産	0		
ソフトウェア	0		
その他	0		
投資その他の資産	8,287		
投資及び出資金	496		
有価証券	45		
出資金	451		
投資損失引当金	0		
長期延滞債権	751		
長期貸付金	7		
基金	7,093		
減債基金	0		
その他	7,093		
その他	0		
徵収不能引当金	△ 60		
流動資産	11,704		
現金預金	1,134		
未収金	234		
短期貸付金	2		
基金	10,360		
財政調整基金	8,579		
減債基金	1,781		
徵収不能引当金	△ 26	純資産合計	69,939
資産合計	113,349	負債及び純資産合計	113,349

地方債など、将来世代の負担

過去又は現世代の負担

- •固定資産等形成分•••資産形成 のために充当した資源の蓄積
- ・余剰分(不足分)・・・消費可能な 資源の蓄積(例:現金預金)

貸借対照表の見方の留意点

地方公共団体の貸借対照表の資産、負債については、地方公共団体特有の制度の影響により、次のとおり、アンバランスに計上されることがあります。したがって、分析に当たっては、これらの影響を加味して行う必要があります。特に、将来世代と過去・現世代のバランスを評価するに当たっては、これらの影響を反映した上で行うことが求められます。

1 地方公共団体の管理対象であるが所有をしていないインフラ資産(建物・工作物等)の存在

都道府県管理の国道や一級河川等については、都道府県が建設費や維持費を負担しているが、資産そのものは国に帰属しているため、地方公共団体の貸借 対照表においては、整備に要した経費に充てた地方債等は負債に計上する一方で、資産には計上されない。しかし、現実には当該都道府県に存在し、広く県民 が将来の経済的便益を享受するものであることからも、実質的には都道府県の資産とみなすこともできるものである。

2 地方交付税の代替措置である臨時財政対策債、その他地方交付税措置のある地方債の存在

地方交付税の不足を補うために発行される地方債である臨時財政対策債の残高は、元利償還金相当額が将来、地方交付税で措置されることとされている。また、その他にも、その他にも、元利償還金の一部又は全部が将来の交付税の基準財政需要額に算入される地方債も存在するが、交付団体であり続ける限り、いずれも実質的には資金流出がもたらされないものである。

3 昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものの存在

道路敷地等のうち、昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものについては、統一的な基準に基づき備忘価額1円で評価しているため、実際より低い資産計上となっているものがある。

(単位:百万円)

行政サービスを提供するため庁舎、公共施設などの固定資産や将来、行政サービスに使用する現金などの資産

管理のみしている国道等の 計上されていない資産の存在

管理者と所有者が異なる指定 区間外の国道や指定区間の一 級河川等及び表示登記が行わ れていない法定外公共物の価 額が計上されていない。

(注)注記には、該当金額が記載されている。

	科目	金額	科目	金額
\	【資産の部】		【負債の部】	*
1	固定資産	4,000,000	固定負債	4,400,000
	有形固定資産	2,000,000	地方債	4,000,000
	事業用資産	1,800,000	臨時財政対策債等	3,000,000
	(略)		その他	1,000,000
	インフラ資産	1,900,000	(略)	
	土地	1,000,000	流動負債	500,000
	(略)		1年以内償還予定地方債	390,000
/	流動資産	1,000,000	臨時財政対策債等	290,000
,	現金預金	800,000	その他	100,000
	(略)		(略)	
			負債合計	4,900,000
			【純資産の部】	
			純資産合計	100,000
	資産合計	5,000,000	負債及び純資産合計	5,000,000

地方債など、将来世代の負担

<u>臨時財政対策債、その他地</u> 方交付税措置のある地方債 の存在

地方交付税措置のある地 方債のうち、将来の普通交 付税の算定基礎である基準 財政需要額に含まれること が見込まれる金額も負債に 計上されている。

(注) 注記に該当金額が記載されている。

地方公共団体特有の制度の影響を加味するため、注記に記載された該当金額を反映させて分析を行うことが必要

財務4表の見方(行政コスト計算書)

- ▶ 行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用(経常的な費用) と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益(経常的な収益)を対比させた財務書類です。
- ▶ 経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税収等でまかなうべき行政コスト(純経常行政コスト)が明らかにされます。

行政コスト計算書

自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	35,485
業務費用	16,685
人件費	4,981
職員給与費	4,280
賞与等引当金繰入額	338
退職手当引当金繰入額	31
その他	332
物件費等	11,013
物件費	8,644
維持補修費	303
減価償却費	2,034
その他	31
その他の業務費用	690
支払利息	454
徴収不能引当金繰入額	0
その他	236
移転費用	18,800
補助金等	6,255
社会保障給付	8,937
他会計への繰出金	3,559
その他	49
経常収益	1,667
使用料及び手数料	732
その他	934
純経常行政コスト	33,818
臨時損失	20
災害復旧事業費	0
資産除売却損	20
投資損失引当金繰入額	0 1
その他	0
臨時利益	33
資産売却益	33
その他	0
純行政コスト	33,806

人件費、物件費、移転費用(補助金)などを 発生額で計上

経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった受益者負担収益を差し引くことで純経常 行政コストを算定

臨時に発生する損失、利益を加味して純行政コスト(税を主とする一般財源等で賄うべきコスト)を 算定

<着目する主な項目>

- 〇減価償却費
- ・行政を執行する立場からは、1年間に消費した固定 資産(償却資産)の金額を表す項目であるが、住民 の立場から見た場合には、その金額に見合う施設や インフラに関するサービスの提供を受けたことを表 示するもの。

財務4表の見方(純資産変動計算書)

- ▶ 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。
- 純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用(純行政コスト)が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因が分かります。

純資産変動計算書

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産	余剰分
		等形成分	(不足分)
前年度末純資産残高	67,508	110,390	
純行政コスト(Δ)	△ 33,806		△ 33,806
財源	36,140		36,140
税収等	25,784		25,784
国県等補助金	10,356		10,356
本年度差額	2,334		2,334
固定資産等の変動(内部変動)		926	△ 926
有形固定資産等の増加		2,515	△ 2,515
有形固定資産等の減少		△ 2,528	2,528
貸付金・基金等の増加		1,226	△ 1,226
貸付金・基金等の減少		△ 287	287
資産評価差額	△ 18	△ 18	
無償所管換等	115	115	
本年度純資産変動額	2,431	1,023	1,408
本年度末純資産残高	69,939	111,413	△ 41,474

純行政コストの金額に対して、税収及 び国の補助金等受入の金額がどの程度 あるかを見ることにより、受益者負担以 外の財源によりどの程度賄われているか を把握

<着目する主な項目>

〇本年度差額

- ・発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを 表す項目。
- ・プラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受していることを表示。

財務4表の見方(資金収支計算書)

- ▶ 資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。
- ▶ 現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

経常的な活動に関する収支を集計 支出…人件費、旅費、需用費、 補助金、扶助費等 収入…税収、補助金収入、使用料・ 手数料等

投資的な活動に関する収支を集計 支出…公共事業や施設整備等、 基金積立、貸付金等 収入…補助金収入、基金取崩、 貸付金回収等

財務的な活動に関する収支を集計 支出…地方債償還等 収入…地方債発行等

資金収支計算書

自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

	(単位:百万円)
科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	33,737
業務費用支出	14,937
人件費支出	5,340
物件費等支出	8.982
支払利息支出	454
その他の支出	161
移転費用支出	18.800
補助金等支出	6.255
社会保障給付支出	8,937
他会計への繰出支出	3,559
その他の支出	49
業務収入	37.688
税収等収入	26,054
国県等補助金収入	10,004
使用料及び手数料収入	735
その他の収入	896
臨時支出	0
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	0
臨時収入	0
業務活動収支	3,951
【投資活動収支】	
投資活動支出	3,236
公共施設等整備費支出	2,015
基金積立金支出	925
投資及び出資金支出	296
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	688
国県等補助金収入	352
基金取崩収入	284
貸付金元金回収収入	3
資産売却収入	49
その他の収入	0
投資活動収支	△ 2,547
【財務活動収支】	
財務活動支出	3,472
地方債償還支出	3,243
その他の支出	229
財務活動収入	2,341
地方債発行収入	2,341
その他の収入	0
財務活動収支	Δ 1,131
本年度資金収支額	272
前年度末資金残高	757
本年度末資金残高	1.029

財務書類の数値を用いた主な指標について

従来の決算統計に基づく財政指標や地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)における健全化指標等の指標に加え、財務書類のデータ等による指標を分析することにより、当該地方公共団体の財政状況を多角的に分析することが可能となります。

また、これまでの研究会等で示された主な指標は次のとおりですが、これらの指標は経年で比較することや類似団体と比較することにより、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する場合があることなどから、必ずしも地方公共団体の状況が正確に反映されない場合もあることに留意が必要です。

なお、詳細については「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」の本体を参照してください。

分析の視点 住民等のニーズ 指標 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 資産形成度 将来世代に残る資産はどのくらいあるか ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 有形固定資産減価償却率 ▶ 純資産比率 世代間公平性 将来世代と現世代との負担の分担は適切か 社会資本等形成の世代間負担比率 ▶ 住民一人当たり負債額 持続可能性 財政に持続可能性があるか ▶ 基礎的財政収支 (健全性) (どのくらい借金があるか) ▶ 債務償還可能年数 ▶ 住民一人当たり行政コスト 効率性 行政サービスは効率的に提供されているか ▶ 性質別・行政目的別行政コスト 歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか 受益者負担の割合 白律性 (受益者負担の水準はどうなっているか)

〇 住民一人当たり資産額

● 資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、住 民等にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が容易になります。

算定式

• 資産合計:住民基本台帳人口

〇 有形固定資産の行政目的別割合

- 有形固定資産の行政目的別(生活インフラ・国土保全、福祉、教育等)の割合を 算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重を把握することができ ます。
- 経年比較や類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性検討の参考になります。

〇 歳入額対資産比率

● 当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを把握することができます。

算定式

• 資産合計÷歳入総額

〇 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合 を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過している のかを全体として把握することができます。
- 行政目的別や施設別の比率も算出することができます。

算定式

有形固定資産 減価償却率 減価償却累計額

有形固定資産合計 — 土地等の非償却資産 + 減価償却累計額

〇 純資産比率

- 純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。
- たとえば、純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能 な資源を蓄積したことを意味する一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な 資源を過去及び現世代が費消して便益を享受していると捉えることができます。
- 固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内訳にも留意する必要があります。

算定式

純資産÷資産合計

〇 社会資本等形成の世代間負担比率

● 有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調 達割合(公共資産等形成充当負債の割合)を算定することにより、社会資本等形成 に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。

算定式

社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率) 地方債残高(※)

有形·無形固定資産合計

※ 地方債残高・・・附属明細書(地方債(借入先別)

〇 住民一人当たり負債額

● 負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が容易になります。

算定式

• 負債合計÷住民基本台帳人口

○ 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

- 資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出を除く。)及び投資活動収支の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営が実現できていると捉えることができます。
- ただし、基礎的財政収支は国の財政健全化目標にも用いられているが、地方の場合は国とは異なって、建設公債主義等がより厳密に適用されており、原則として赤字公債に依存することができないため、国と地方で基礎的財政収支を一概に比較すべきでない点に留意が必要です。

算定式

基礎的財政収支 = 業務活動収支(支払利息支出を除く。) + 投資活動収支

〇 債務償還可能年数

- 当該年度のストック情報である実質債務(将来負担額 充当可能基金残高) が当該年度のフローの業務活動収支の黒字分等を償還財源とする場合にそ の何年分あるか示す指標です。
- 償還財源として、減収補填債特例分発行額や臨時財政対策債発行可能額を含めた業務収入と業務支出の差額を用いていますが、所有していない資産の整備費用については、資産に計上されず、業務支出に含まれる一方、それに充当した地方債は業務収入には含まれないためアンバランスになることに留意が必要です

算定式

債務償還可能年数 =

将来負担額(※1) - 充当可能基金残高

業務収入等(※2) - 業務支出(※3)

- ※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の 算定式による。
- ※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、地方交付税等)による。また、「業務収入+減収補填債特例分発行額+臨時財政対策債発行可能額」とする。
- ※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、物件費、補助金等) による。

〇 住民一人当たり行政コスト

行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当 たり行政コストとすることにより、行政活動の効率性を見ることができます。

算定式

純行政コスト÷住民基本台帳人口

〇 性質別・行政目的別行政コスト

- 行政コスト計算書では、性質別(人件費、物件費等)の行政コストが計上されており、また、附属明細書では、行政目的別(生活インフラ・国土保全、福祉、教育等)の行政コストが計上されています。これらを経年比較することにより、行政コストの増減項目の分析をすることができます。
- 性質別・行政目的別行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり性質別・行政目的別行政コストとすることにより、地方公共団体の行政活動に係る効率性を測定することができます。
- 類似団体との比較により当該団体の効率性を評価することができます。

〇 受益者負担の割合(受益者負担比率)

- 行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益 者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービ ス提供に対する直接的な負担の割合を算出することができます。
- また、事業別・施設別に算出することにより、受益者負担の割合を詳細に分析することもできます。
- 受益者負担に類似するものであっても、分担金や負担金として徴収しているものについては経常収益に含まれないため、課題の設定によっては、分担金や 負担金を加えた比率で分析することが考えられます。

算定式

受益者負担比率

経常収益

経常費用